

奈良市公報

第 246 号

平成21年7月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○公共下水道の使用及び下水の処理の開始	1
○予防接種の実施の一部改正	2
○一般競争入札の実施	2
○奈良市情報公開条例の運用状況の公表	3
○奈良市個人情報保護条例の運用状況の公表	4
○徴収事務の委託	5
○道路の位置指定	5
○住居番号の設定	5
○放置自転車等の保管	5
○都市計画公園事業の認可に係る図書の写しの公衆縦覧	6
○放置自転車等の保管	6
○生活保護法の規定による医療機関の指定	6
○生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	6
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	6
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	7
○放置自転車等の処分	7
○放置自転車等の保管（2件）	7
○奈良市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱の一部を改正する告示	8
○土地収容法の規定による裁決申請書等の写しの公衆縦覧（3件）	8
○土地収容法に規定する明渡裁決の申立てに係る書類の公衆縦覧（2件）	9
○開発行為に関する工事の完了	10
○生活保護法の規定による医療機関の指定	10
○平成21年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達	10
○生活保護法の規定による施術者の指定	10
○身体障害者福祉法の規定による指定医の指定辞退	11
○身体障害者福祉法の規定による医師の指定	11
○奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱の一部を改正する告示	11
○奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示	11
○放置自転車等の保管（2件）	11
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	12
○一般競争入札の実施（2件）	12

監 査

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	16
○包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	17
○包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名等	18
○地方自治法第242条第9項の規定により必要な措置を講じた旨の通知	18

公 営 企 業

○一般競争入札の実施	19
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	20
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	20
○一般競争入札の実施	20

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催	21
-------------	----

選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	21
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数等	22
○公職選挙法の規定による本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表	22
○奈良市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程	25

農 業 委 員 会

○農地部会の招集	27
----------	----

防 災 会 議

○奈良市防災会議運営規程の一部を改正する告示	27
------------------------	----

告 示

奈良市告示第275号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成21年6月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。
平成21年6月1日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成21年6月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市富雄川西一丁目、押熊町、大森西町、三条本町、

奈良市公報

第246号

平成21年7月1日
(水曜日)

杉ヶ町、南魚屋町、北風呂町、小太郎町、三条桧町及び 朱雀六丁目の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
鳥見第2幹線-39	奈良市富雄川西一丁目2002-1	奈良市富雄川西一丁目2069-33
押熊第2幹線-62	奈良市押熊町1546-3	奈良市押熊町1557-1
押熊第2幹線-63	奈良市押熊町1557-1	奈良市押熊町1554
押熊第2幹線-64	奈良市押熊町689-6	奈良市押熊町691-2
大森増強幹線-1	奈良市大森西町237-3	奈良市三条本町1149
大森幹線-48	奈良市三条本町271-3	奈良市南新町24-4
大森幹線-49	奈良市杉ヶ町39-2	奈良市杉ヶ町39-2
大森幹線-50	奈良市杉ヶ町48-4	奈良市杉ヶ町48-4
大森幹線-51	奈良市杉ヶ町51-6	奈良市杉ヶ町51-6
大森幹線-52	奈良市杉ヶ町59	奈良市杉ヶ町59
大森幹線-53	奈良市杉ヶ町3-1	奈良市杉ヶ町3-1
大森幹線-54	奈良市南魚屋町6-1	奈良市南魚屋町5-2
大森幹線-55	奈良市北風呂町22	奈良市北風呂町22
大森幹線-56	奈良市小太郎町12	奈良市小太郎町12
奈良増強幹線-1	奈良市三条桧町639-7	奈良市芝辻町三丁目4-1
奈良増強幹線-2	奈良市三条桧町638-2	奈良市三条桧町638-2
平城第3幹線-6	奈良市朱雀六丁目22	奈良市朱雀六丁目22

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別

合流式及び分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成21年6月1日掲示済)

奈良市告示第276号

平成21年奈良市告示第153号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成21年6月1日

奈良市長 藤原昭

次のように省略

(平成21年6月1日掲示済)

奈良市告示第277号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第48号）第2条の規定により公告します。

平成21年6月1日

奈良市長 藤原昭

1 入札に付する事項

道路改良工事（茗荷町地内・東部第266号線）ほか22件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

<p>(電子入札参加に必要な資格)</p> <p>(1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 本市における競争入札参加資格が建築一式工事の等級がA及びBに格付されていること。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(2) 場所 告示日から平成21年6月4日までは閲覧コーナー、同月5日以降は監理課窓口</p> <p>4 開札の場所 奈良市役所入札室</p> <p>5 開札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 郵便入札に関する事項</p> <p>(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留</p> <p>(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり</p> <p>(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留</p> <p>(4) 郵便入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書 ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>8 郵便入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成21年6月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課（場合によっては閲覧コーナー）に持参してください。</p> <p>9 郵便入札参加資格の審査及び決定</p> <p>(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工</p>	<p>事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(2) 入札参加者の決定通知 平成21年6月5日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>10 電子入札に関する事項</p> <p>(1) 電子入札の入札参加申請期間 平成21年6月1日から6月4日の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 電子入札の参加確認通知日 平成21年6月5日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>(3) 入札書の提出期間 平成21年6月8日から入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 電子入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 他人のICカードを使用した入札 ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書 エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札 オ 内訳書の日付が開札日でない場合 カ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>(5) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。</p> <p>11 その他</p> <p>(1) その他の詳細は、入札者心得によります。</p> <p>(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。</p> <p>(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。</p> <p>(4) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部監理課 電話 0742-34-4743</p> <p>別表省略</p> <p style="text-align: right;">(平成21年6月1日掲示済)</p> <p>奈良市告示第278号 奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第34条の規定により、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。 平成21年6月1日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 藤原昭</p>
--	--

奈良市公報

平成21年7月1日
(水曜日)

第246号

1 行政文書開示請求の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	開示請求件数	処理状況						取下げ等
		開示	部分開示	不開示	拒否	不存在	却下	
市長	123	68	52	0	1	0	1	1
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	1	0	0	0	0	1	0	0
教育委員会	7	3	4	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	131	71	56	0	1	1	1	1

※取下げ等は、年度末時点での処理中のものです。

2 行政文書任意開示申出の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	開示申出件数	処理状況						取下げ等
		開示	部分開示	不開示	拒否	不存在	却下	
市長	12	6	6	0	0	0	0	0
教育委員会	5	1	1	0	0	3	0	0
計	17	7	7	0	0	3	0	0

*不服申立ては、ありませんでした。

(平成21年6月1日掲示済)

第32条の規定により、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成21年6月1日

奈良市告示第279号

奈良市個人情報保護条例（平成13年奈良市条例第55号）

1 個人情報取扱事務の届出件数

奈良市長 藤原昭

(平成21年3月31日現在)

実施機関	件 数
市長	810
水道事業管理者	28
消防長	191
教育委員会	60
選挙管理委員会	23
公平委員会	3
監査委員	3
農業委員会	23
固定資産評価審査委員会	13
計	1,154

2 開示請求の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	書面による開示請求				口頭による開示請求件数	
	開示請求件数	処理状況				
		開示	部分開示	不開示		

市長	37	16	12	5	4	46
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0
教育委員会	3	1	2	0	0	1,448
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
計	40	17	14	5	4	1,494

*取下げ等には、年度末時点でのものも含みます。

*個人情報の訂正請求、削除請求、目的外利用及び外部提供の中止請求並びに不服申立ては、ありませんでした。

(平成21年6月1日掲示済)

奈良市告示第280号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成21年6月1日

奈良市長 藤原昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条町二丁目9番2号 社団法人奈良市歯科医師会	奈良市立みどりの家歯科診療所にかかる使用料及び手数料

2 委託の期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(平成21年6月1日掲示済)

奈良市告示第281号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成21年6月1日

奈良市長 藤原昭

申請者住所	大阪府東大阪市旭町18番18号
申請者氏名	梅岡ハウジング 梅岡 良典
道路の位置	奈良市三碓一丁目599-10、599-4の一部
道路の幅員	最大4.01m 最小4.00m
道路の延長	23.00m

指定年月日	平成21年6月1日
指定番号	第21001号

(平成21年6月1日掲示済)

奈良市告示第282号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成21年6月2日

奈良市長 藤原昭

次のとおり省略

(平成21年6月2日掲示済)

奈良市告示第283号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年6月2日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年6月2日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで	
7 引取りのための必要事項	
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。	
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。	
ア 移動費 自転車 2,000円 原動機付自転車 4,000円	
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）	
8 連絡先 奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表	
(平成21年6月2日掲示済)	

奈良市告示第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園事業8・7・6 平城宮跡歴史公園事業認可に係る図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成21年6月3日

奈良市長 藤原昭

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室公園緑地課

(平成21年6月3日掲示済)

奈良市告示第285号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年6月3日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年6月3日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年6月3日掲示済)

奈良市告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年6月4日

奈良市長 藤原昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
長谷整形外科クリニック	奈良県奈良市藤ノ木台四丁目6-4	平成21年6月17日
薬局セブンファーマシー中町店	奈良県奈良市藤ノ木台四丁目6-6	平成21年6月1日

(平成21年6月4日掲示済)

奈良市告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年6月4日

奈良市長 藤原昭

	名称	所在地	変更年月日
旧	訪問看護ステーションツルーハート	奈良県奈良市菅原町387-1 ハイツ池澤101	平成21年5月14日
新	訪問看護ステーションツルーハート	奈良県奈良市法蓮町1934-11	

(平成21年6月4日掲示済)

奈良市告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年6月4日

奈良市長 藤原昭

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	訪問看護ステーションツルーハート	奈良県奈良市菅原町387-1 ハイツ池澤101	有限会社ツルーハート	
新	訪問看護ステーションツルーハート	奈良県奈良市法蓮町1934-11	有限会社ツルーハート	平成21年5月14日

(平成21年6月4日掲示済)

奈良市告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年6月4日

奈良市長 藤原昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人輝峰会堀池医院	奈良県奈良市西登美ヶ丘五丁目3-8	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成21年6月1日 平成21年6月1日
医療法人輝峰会堀池医院	奈良県奈良市西登美ヶ丘五丁目3-8		
アースサポート株式会社奈良在宅サービスセンター	奈良県奈良市内侍原町46-1	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業（介護計画作成） 介護予防 訪問介護	平成21年6月1日 平成21年6月1日 平成21年6月1日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目8-7		
ケア・サポートゆい	奈良県奈良市中山町138-6	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成21年5月1日 平成21年5月1日
株式会社ゆい	奈良県奈良市中山町138-6		
株式会社うさぎ	奈良県奈良市八島町270-25	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成21年6月1日 平成21年6月1日
株式会社うさぎ	奈良県奈良市八島町270-25		

(平成21年6月4日掲示済)

奈良市告示第290号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成21年6月4日

奈良市長 藤原昭

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成21年6月18日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成21年3月2日から4日まで、同月9日、同月11日、

同月13日、同月17日から19日まで、同月24日から25日まで

(平成21年6月4日掲示済)

奈良市告示第291号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年6月4日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年6月4日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年6月4日掲示済)

奈良市告示第292号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

奈良市公報

平成21年7月1日
(水曜日)

第246号

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年6月5日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年6月5日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年6月5日掲示済)

奈良市告示第293号

奈良市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

奈良市長 藤原昭

奈良市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱（平成14年奈良市告示第144号）の一部を次のように改正する。

要綱の名称を次のように改める。

奈良市軽費老人ホームサービス提供費補助金交付要綱

第1条中「老人」を「高齢者」に、「施設の運営」を「施設におけるサービスの提供」に、「軽費老人ホーム事務費補助金」を「軽費老人ホームサービス提供費補助金」に改める。

第3条第1項中「施設を運営する」を「施設におけるサービス提供する」に、「事務費」を「サービス提供費」に改め、同条第2項中「事務費の」を「サービス提供費の」に、「軽費老人ホームの設備及び運営について」（昭和47年2月26日社老第17号厚生省社会局長通知。以下「設備及び運営要綱」という。）に定める事務費」を「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年5月9日厚生労働省令第107号）第16条及び附則第7条の規定に基づき市長が定めるサービス提供に要する費用」に、「事務費実徴収額」を「サービス提供費実徴収額」に、「設備及び運営要綱に定める本人からの事務費徴収額」を「同条の規定に基づき市長が定める本人からのサービスの提供に要する費用徴収額」に改める。

附 則

この告示は、平成21年6月8日から施行し、この告示による改正後の奈良市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱の規定は、平成21年度予算に係る補助金から適用する。

(平成21年6月8日掲示済)

奈良市告示第294号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項の規定により、奈良県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により公告し、その書類を公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成21年6月8日

奈良市長 藤原昭
記

1 起業者の氏名及び住所

奈良県 奈良市登大路町30番地

2 事業の種類

一般国道308号改築工事（三条道路・奈良県奈良市三条大路四丁目地内から同市三条大路二丁目地内まで）

3 書類の受理日

平成21年6月1日

4 収用又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条大路二丁目	562番1	宅地	宅地
	565番5	雑種地	宅地
	565番7	雑種地	宅地

5 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所建設部道路室土木管理課

6 縦覧期間

公告の日から平成21年6月22日まで

(平成21年6月8日掲示済)

奈良市告示第295号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項の規定により、奈良県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により公告し、その書類を公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成21年6月8日

奈良市長 藤原昭
記

1 起業者の氏名及び住所

奈良県 奈良市登大路町30番地

2 事業の種類

一般国道308号改築工事（三条道路・奈良県奈良市三条大路四丁目地内から同市三条大路二丁目地内まで）

3 書類の受理日

平成21年6月1日

4 収用又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条大路二丁目	563番5	宅地	宅地

5 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所建設部道路室土木管理課

6 縦覧期間

公告の日から平成21年6月22日まで

(平成21年6月8日掲示済)

奈良市告示第296号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）

第42条第1項の規定により、奈良県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により公告し、その書類を公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成21年6月8日

奈良市長 藤原昭記

1 起業者の氏名及び住所

奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地

2 事業の種類

一般国道308号改築工事（三条道路・奈良県奈良市三条大路四丁目地内から同市三条大路二丁目地内まで）

3 書類の受理日

平成21年6月1日

4 収用又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条大路二丁目	563番6	雑種地	宅地

5 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所建設部道路室土木管理課

6 縦覧期間

公告の日から平成21年6月22日まで

(平成21年6月8日掲示済)

奈良市告示第297号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）

第47条の4第1項の規定により、奈良県収用委員会から法第47条の3第1項に規定する書類の送付を受けたので、法

第47条の4第2項において準用する法第42条第2項の規定により公告し、その書類を公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成21年6月8日

奈良市長 藤原昭記

1 起業者の氏名及び住所

奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地

2 事業の種類

一般国道308号改築工事（三条道路・奈良県奈良市三条大路四丁目地内から同市三条大路二丁目地内まで）

3 書類の受理日

平成21年6月1日

4 明渡裁決を決めようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条大路二丁目	562番1	宅地	宅地
	565番5	雑種地	宅地
	565番7	雑種地	宅地

5 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所建設部道路室土木管理課

6 縦覧期間

公告の日から平成21年6月22日まで

(平成21年6月8日掲示済)

奈良市告示第298号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）

第47条の4第1項の規定により、奈良県収用委員会から法第47条の3第1項に規定する書類の送付を受けたので、法第47条の4第2項において準用する法第42条第2項の規定により公告し、その書類を公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成21年6月8日

奈良市長 藤原昭記

1 起業者の氏名及び住所

奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地

2 事業の種類

一般国道308号改築工事（三条道路・奈良県奈良市三条大路四丁目地内から同市三条大路二丁目地内まで）

3 書類の受理日

平成21年6月1日

4 明渡裁決を決めようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条大路二丁目	563番5	宅地	宅地

5 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所建設部道路室土木管理課

6 縦覧期間

公告の日から平成21年6月22日まで

(平成21年6月8日掲示済)

奈良市告示第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年6月8日

奈良市長 藤原昭

1 許可の年月日及び番号

平成21年3月25日 奈良市指令都整開 第08A-42号

平成21年5月26日 奈良市指令都整開 第08A-42-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成21年6月8日 第1170号

(2) 公共施設 平成21年6月8日 第516号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市西大寺北町一丁目358番4、358番5、360番3、363番1、365番2、366番1、367番3、367番5、369番2の一部、374番1の一部、374番5の一部及び378番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市柏木町519番23号

株式会社吉川商事

代表取締役 吉川彰浩

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市西大寺北町一丁目358番4、358番5、360番3、363番1、365番2、366番1、367番3、367番4、367番5、369番2の一部、374番1の一部、374番5の一部及び378番の一部

(2) 下水道

奈良市西大寺北町一丁目358番5の一部、363番1の一部、365番2の一部、366番1の一部、367番4の一部、367番5の一部、374番1の一部、374番5の一部及び378番の一部

(平成21年6月8日掲示済)

奈良市告示第300号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年6月9日

奈良市長 藤原昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションのはな	奈良県奈良市六条西四丁目6-3	平成21年4月1日

(平成21年6月9日掲示済)

奈良市告示第301号

平成21年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成21年6月9日

奈良市長 藤原昭

1 この納税通知書の発送年月日

平成21年4月10日

2 この公示送達により変更する納期限

変更前 第1期 平成21年4月30日

変更後 第1期 平成21年6月30日

3 送達を受けるべき者

省略

(平成21年6月9日掲示済)

奈良市告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年6月9日

奈良市長 藤原昭

指定施術者の氏名	施術の種類	指定年月日
庄 映二		
接骨院たなごころ（庄 映二）	奈良県奈良市学園北一丁目14-13メディカル学園前103	柔道整復
		平成21年6月8日

武内 聖		柔道整復	平成21年5月29日
武内整骨院(武内 聖)	奈良県奈良市あやめ池南六丁目3-64		

(平成21年6月9日掲示済)

奈良市告示第303号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師の指定辞退の届出がありましたので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。

平成21年6月9日

奈良市長 藤原昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	障害名	辞退年月日
荻野 敦弘	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	ぼうこう直腸機能障害及び小腸機能障害	平成21年5月31日

(平成21年6月9日掲示済)

奈良市告示第304号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。

平成21年6月9日

奈良市長 藤原昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
稻葉 征四郎	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	外科	平成21年6月1日

(平成21年6月9日掲示済)

奈良市告示第305号

奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年6月9日

奈良市長 藤原昭

奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱の一部を改正する告示
奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱(平成13年奈良市告示第59号)の一部を次のように改正する。
第1条並びに第2条第1号及び第2号中「奈良市老人保健福祉計画」を「奈良市老人福祉計画」に改める。

第8条中「介護総務課」を「介護福祉課」に改める。

附 則

この告示は、平成21年6月9日から施行する。

(平成21年6月9日掲示済)

奈良市告示第306号

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年6月9日

奈良市長 藤原昭

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱(平成20年奈良市告示第632号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の3」を「第6条の2第8項」に改める。

附 則

この告示は、平成21年6月9日から施行する。

(平成21年6月9日掲示済)

奈良市告示第307号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年6月10日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年6月9日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年6月10日掲示済)

奈良市告示第308号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年6月11日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年6月11日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年6月11日掲示済)

奈良市告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ケアサポート樹もれび	奈良県奈良市大安寺六丁目 11-3		
合同会社悠の樹	奈良県奈良市大安寺六丁目 11-3		

(平成21年6月15日掲示済)

奈良市告示第310号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年6月15日

奈良市長 藤原昭

1 入札に付する事項

道路大規模改修工事（西木辻町地内・北部第287号線他）ほか32件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年6月15日

奈良市長 藤原昭

(2) 場所

告示日から平成21年6月18日までは閲覧コーナー、同月19日以降は監理課窓口

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年6月18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書

を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年6月19日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成21年6月15日掲示済)

奈良市告示第311号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年6月15日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 近鉄西大寺駅南土地区画整理事業 整備工事（その1）
- (2) 工事場所 奈良市西大寺国見町一丁目地内
- (3) 工期 180日
- (4) 工事概要 工事延長（区画道路） L=150m
雨水排水工 一式
- (5) 予定期格 134,579千円（消費税及び地方消費税を除く）
- (6) 最低制限基準価格 109,972千円（消費税及び地方消費税を除く）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社または3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。

(3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。

ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）

（ア）一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

イ 代表者以外の構成員（1名以上専任で配置）

（ア）一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す場所及び日時

(1) 日時

平成21年6月15日から7月16日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部監理課

なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成21年7月17日 午前9時30分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）

オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(各構成員)

(2) 入札参加申請方法

平成21年6月15日から6月22日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年6月30日までに、共同企業体の代表者に通知します。

8 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成21年6月15日から6月22日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の入札参加確認通知日 平成21年6月30日

(3) 入札書の提出期間

平成21年7月1日から7月16日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のICカードを使用した入札
- ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ 内訳書の日付が開札日でない場合
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

(平成21年6月15日掲示済)

奈良市告示第312号

新型インフルエンザ緊急対策としての奈良市旅館業利子補給金交付要綱を次のように定める。

平成21年6月15日

奈良市長 藤原 昭

新型インフルエンザ緊急対策としての奈良市旅館業利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 新型インフルエンザによる影響の緊急対策として、旅館業の経営の安定を図るため、資金繰りのため金融機関からの融資を受けた者に対し、予算の範囲内で新型インフルエンザ対策旅館業利子補給金(以下「利子補給金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「旅館業」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定するホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業をいう。

(利子補給金の交付対象者)

第3条 利子補給金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内で旅館業を営んでいること。

(2) 市税を完納していること。

(利子補給の対象)

第4条 利子補給の対象となる利子は、対象者が借り入れた次のいずれにも該当する資金(以下「利子補給対象資金」という。)に係る支払利子とする。

(1) 新型インフルエンザの影響による資金繰りのため平成21年6月1日から平成22年3月31までの間に借り入れたものであること。ただし、従来からの借入資金の借換であるときを除く。

(2) 金融機関からの借入資金であること。ただし、中途で借り換えたときは、その時点以降は、対象としない。

(3) 市が行う他の利子補給制度又は奈良県その他の団体からの利子補給制度を利用していないこと。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、利子補給対象資金に係る当該年度の支払利子(延滞利子を除く。)のうち、利率年2.0パーセントの支払利子相当額とする。ただし、当該利子補給対象資金の支払利率が年2.0パーセント未満であるときは、当該支払利子相当額とする。

2 利子補給対象資金の額が5千万円を超えるときは、当該利子補給対象資金の額を5千万円とみなして前項の規定を適用する。

(利子補給期間)

第6条 利子補給金は、利子補給対象資金の返済開始から5年間(返済期間が5年末満のときは、その期間)の支払利子について交付するものとする。

(交付申請)

第7条 利子補給金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 新型インフルエンザの影響による資金繰りのため利

子補給対象資金を借り入れたことについての証明書又はこれに準ずる書類

- (2) 市税を完納していることについての証明書
- (3) 利子補給対象資金の借入契約書の写し
- (4) 金融機関が発行する利子補給対象資金の償還表

附 則

この告示は、平成21年6月15日から施行する。

(平成21年6月15日掲示済)

奈良市告示第313号

平成21年奈良市議会6月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成21年6月15日

奈良市長 藤原 昭

1 平成21年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県 支 出 金		4,266,687 千円	△10,350 千円	4,256,337 千円
	2 県補助金	865,288	△10,350	854,938
19 繰 入 金		3,272,370	800,000	4,072,370
	1 基金繰入金	3,272,370	800,000	4,072,370
20 繰 越 金		—	60,141	60,141
	1 繰越金	—	60,141	60,141
22 市 債		20,754,200	△3,593,000	17,161,200
	1 市債	20,754,200	△3,593,000	17,161,200
歳 入 合 計		123,600,000	△2,743,209	120,856,791

（註）「第20款 諸収入」、「第21款 市債」を「第21款 諸収入」、「第22款 市債」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		16,267,272 千円	805,605 千円	17,072,877 千円
	1 総務管理費	11,633,871	804,000	12,437,871
	2 企画費	2,417,710	1,605	2,419,315
4 衛生費		15,476,235	△3,593,000	11,883,235
	2 保健所費	6,392,906	△3,593,000	2,799,906
9 土木費		15,489,394	18,365	15,507,759
	1 土木管理費	169,248	11,327	180,575
	5 住宅費	758,750	7,038	765,788
11 教育費		10,764,576	25,821	10,790,397
	6 社会教育費	1,405,195	25,821	1,431,016
歳 出 合 計		123,600,000	△2,743,209	120,856,791

別紙

平成21年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

平成21年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,743,209千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,856,791千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第2表 継続費補正

1 変更分

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
衛生費	保健所費	保健所等 複合施設 建設事業	5,270,000	千円 平成 20年度	千円 577,000	5,519,000	千円 平成 20年度	千円 577,000
				平成 21年度	4,693,000		平成 21年度	1,100,000
				平成 22年度			平成 22年度	3,842,000

第3表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
保健所等施設整備事業	千円 4,740,000	千円 1,147,000
計	20,754,200	17,161,200

(平成21年6月15日掲示済)

奈良市告示第314号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年6月15日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年6月14日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年6月15日掲示済)

監査

奈良市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成21年6月1日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守

【監査の結果】	【措置の内容】
建築確認支援システム入力業務委託は、建築確認内容をパソコンに入力する委託業務である。平成20年度の建築確認申請の件数は年度当初では把握できず、必要とする業務日数が定められないにもかかわらず、1ヶ月の勤務日数を19日間として積算し総価契約されていた。業務報告書による毎月の実働日数は、仕様書と乖離しているので、契約について検討されたい。	平成21年度の建築確認支援システム入力業務委託は、指名競争入札により業者を決定し、入力業務1時間当たりの単価で委託契約を行いました。また、委託料は、毎月の入力業務時間と入力件数の実績報告書に基づき支払うことと致しました。

国保年金課
監査結果公表日 平成19年12月28日（奈良市監査委員告示第22号）
措置結果通知日 平成21年5月7日

【監査の結果】	【措置の内容】
---------	---------

(1) 国民健康保険料(税)の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において2,286,404,724円となっている。 国民健康保険制度の健全な運営を図るために財源の確保及び被保険者の負担の公平を期するよう、今後とも収入未済の解消に向け、なお一層の徴収努力を要望する。	(1) 納付の利便性を高めるため、平成20年度より滞納分の国民健康保険料についてもコンビニ納付ができるように納付書の変更を行い、滞納分保険料の収納率改善に努めています。また、国保呼びかけセンターを設置し、納付の呼びかけを行うことにより収納率の向上を図っています。
(3) 賦課徴収費において、郵便切手を購入しているにもかかわらず、切手類受払簿が備えられていなかった。	(3) 現在は、切手類受払簿を作成し、規則に則った適切な管理及び事務執行を行っており、今後も適切な事務処理を行って参ります。
(4) 歯科ドック検診業務委託において、見積書及び予定価格調書が添付されていなかった。	(4) 歯科ドック検診業務委託につきましては、平成19年度をもって終了いたしましたが、今後このような契約を締結しようとする場合は、奈良市契約規則第18条に基づき適正な事務執行を行って参ります。
随意契約の方法により契約を締結しようとする場合、奈良市契約規則第18条に基づき適正な事務執行をされたい。	

(平成21年6月1日掲示済)

奈良市監査委員告示第11号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成21年6月1日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 三浦 教次
同 大橋 雪子
奈公行第5号
平成21年4月21日

奈良市監査委員 吉田 肇 様
同 中和田 守 様
同 三浦 教次 様
同 大橋 雪子 様
奈良市長 藤原 昭
包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）
平成16年3月24日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏

より提出があった「平成15年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について

1 宅地造成事業費特別会計について

【監査結果の要旨】

- (3) 長期保有土地について（土木管理課）
② 石木町

(ア) 土地簿価の評価減の必要性

公共事業用地の代替地として取得したが造成完了後、未販売となっている。当初予定していた用途で利用が見込まれない場合は、損失発生が予想されるか否かにかかわらずすみやかに用途変更を行って処分すべきである。地価の長期低迷により、時価下落率が63.2%となっている。よって、地方公営企業法第20条にしたがって財政状態を適正に表示するために、土地の帳簿価額を販売可能となる時価まで評価減すべきである。

【措置の内容】

- (ア) 当保有地については、平成20年7月に市当局からの要請により、三碓町の学校用地と等価交換を行った。

本来、宅地造成事業費特別会計では代替地の提供や一般への売却により営利を目的として運営していくものであるが、学校用地の所有者がどうしても代替地がほしいとの要望があり、市が所有する財産に適当なものが見当たらなかったことと学校用地が借地である事情も考慮に入れ、また市当局より早期の買戻しをするとの約束を得たため、その要望に応じたものである。

【監査結果の要旨】

- (3) 長期保有土地について（土木管理課）
④ 富雄川西二丁目

(ア) 土地簿価の評価減の必要性

富雄駅前再開発事業の代替地として奈良市土地開発公社に委託して取得後、再開発事業が中止となつたため用途変更し、分譲宅地として一般公募したが、平成14年8月を最後に1年以上販売実績がない状態である。地価の長期低迷により時価下落率が34.5%であり、地方公営企業法第20条にしたがって財政状態を適正に表示するために、土地の帳簿価額を販売可能となる時価まで評価減すべきである。

【措置の内容】

- (ア) 当地については、保有地の中でも以前より需要（問い合わせ）があったにもかかわらず、他の保有地と同様の理由により、評価減をできず売却に至らなかった。しかし今回、強い購入希望があったため市当局と協議し、市長の承認を得たうえで近隣の売却価格を参考にし、価格の見直しによる評価減を行い、20年度で1宅地売却することができた。

2 奈良市土地開発公社について

【監査結果の要旨】

(2) 土地の取得手続（土地開発公社）

① 平成7年度以前の土地取得手続上の不備について
土地の取得に係る事務の執行状況について検討したところ、過年度の取引に関連して、書類の記載事項や決裁などが形骸化していることを示す問題点が発見された。法規に則って事務を執行しなければならなかった。

【措置の内容】

① 規程等の事務執行に係る法規の整備を行いましたので、今後事務処理の適正化に留意し、法規に則った事務執行を行ってまいります。

【監査結果の要旨】

(5) 規程の整備状況について（土地開発公社）

奈良市土地開発公社には各種規程が存在するが、奈良市土地開発公社業務方法書が平成14年4月1日に最終改訂された以外は、全て昭和58年度以前の改訂で終わっており、しかもこれらの改訂は手書きで修正されており訂正印もない。実質的な規程が存在していない状態であるが、独立した法人である以上、実態に即した規程を整備しておく必要がある。

【措置の内容】

奈良市土地開発公社情報公開規程（全部改定 平成20年8月1日）、

奈良市土地開発公社職員就業規則（全部改定 平成19年3月1日、一部改正 平成21年3月1日）、

奈良市土地開発公社処務規程（一部改正 平成21年4月1日）等、

土地開発公社に係る規程の整備を行いました。

奈公行第4号

平成21年4月21日

奈良市監査委員 吉田 肇 様

同 中和田 守 様

同 三浦 教 次 様

同 大橋 雪子 様

奈良市長 藤原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成15年3月26日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成14年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

3 燃却炉勤務職員に対する実態に応じた時間外勤務手当の支給（人事課・環境清美工場）

【監査結果の要旨】

環境清美工場の燃却炉勤務職員の勤務時間について、日勤から夜勤、夜勤から日勤への引継ぎに毎回30分間とされており、夜勤の職員に1時間の時間外勤務手当が支給されているが、時間外勤務手当は、その都度必

要とされる時間外勤務に対して支給されるべきものであり、実際に勤務しているとはいえ、状況を問わず引継ぎ時間を30分間とすることは不適当である。

【措置の内容】

平成21年度から実施する勤務時間の変更（国家公務員の勤務時間の短縮を受けて、平成21年5月1日から、職員の1日の勤務時間を7時間45分に変更）時から廃止する。

（平成21年6月1日掲示済）

奈良市監査委員告示第12号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成21年6月8日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 三浦 教 次
同 大橋 雪子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

武田宗久
大阪府河内長野市美加の台6丁目22番14号
酒井清
兵庫県川西市美山台1丁目1番44号
板戸史朗
大阪府大阪市北区天満4丁目6番7号
小林誠
兵庫県明石市西明石町3丁目15番5号
杉山恵美

大阪府茨木市新和町20番25号アーティング・グレース302号室

中本勝

奈良県奈良市佐保台2丁目840番地の129

矢木勇二

兵庫県西宮市段上町2丁目6番6号

淺沼由希子

兵庫県宝塚市小林1丁目15番19号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成21年5月20日から平成22年3月31日まで

（平成21年6月8日掲示済）

奈良市監査委員告示第13号

地方自治法第242条第9項の規定により必要な措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成21年6月10日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 三浦 教 次
同 大橋 雪子
奈公人第135号

<p>平成21年6月1日</p> <p>奈良市監査委員様</p> <p>奈良市長 藤原昭</p> <p>住民監査請求の監査結果に対する措置について（通知）</p> <p>平成21年5月1日付け奈監第42号で勧告のあったことについて、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。</p> <p>記</p> <p>1 措置すべき内容</p> <p>奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の施行に関する基準第2条第2項第4号「収集課の職員が午前11時から午後にかけて行う大型ごみの電話受付、収集箇所の地図作成及び収集・運搬運行経路の作成に係る一連の作業」及び同項第5号「収集課の係長及び指導員が午後から行う大型ごみ電話受付作業」に対する大型ごみ業務手当の支給について、市民に対する説明が困難で理解を得られるとは到底思われず、著しく妥当性を欠くと認められる。加えて、大型ごみ収集に関して電話リクエスト方式を採用している中核市を対象とした調査において同様の手当を支給している市はなかった。よって、労使間において早急に是正措置を講じること。</p> <p>2 講じた措置</p> <p>上記措置勧告を受け、当市の特殊勤務手当のひとつである大型ごみ業務手当の支給対象としていた「収集課の職員が午前11時から午後にかけて行う大型ごみの電話受付、収集箇所の地図作成及び収集・運搬運行経路の作成に係る一連の作業」及び「収集課の係長及び指導員が午後から行う大型ごみ電話受付作業」については、市従業員労働組合との協議・交渉の結果、双方了承を得ましたので、平成21年5月末日をもって廃止とする旨の基本方針を決定いたしました。また、基本方針の決定に伴い、奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則及び奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の施行に関する基準につきましても改正手続きを行いました（平成21年6月1日施行）。</p> <p>記</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>4 入札の場所 水道局4階 大会議室（北側）</p> <p>5 入札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 郵便入札に関する事項</p> <p>8 入札参加申請</p>	<p>番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成21年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。 (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。 (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。 <p>ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に同じ入札参加資格者となることができない。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>4 入札の場所 水道局4階 大会議室（北側）</p> <p>5 入札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 郵便入札に関する事項</p> <p>8 入札参加申請</p>
<p>奈良市水道局告示第19号</p> <p>次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。</p> <p>平成21年6月1日</p> <p style="text-align: center;">奈良市水道事業管理者 福村圭司</p> <p>1 入札に付する事項 送・配水管工事、市内紀寺町地内（工事の種別、工事</p>	<p>番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成21年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。 (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。 (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。 <p>ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に同じ入札参加資格者となることができない。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>4 入札の場所 水道局4階 大会議室（北側）</p> <p>5 入札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 郵便入札に関する事項</p> <p>8 入札参加申請</p>

奈良市公報

第246号

平成21年7月1日
(水曜日)

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年6月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年6月5日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

(平成21年6月1日掲示済)

奈良市水道局告示第20号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年6月10日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
タカマド工業	代表 樋原 孝之	奈良市白毫寺町146番地	平成21年5月27日
竹村設備	竹村 昭男	奈良市横井六丁目590番地の2	平成21年5月27日
株式会社 ヤマジン設備	代表取締役 藤原 美嘉	大阪府摂津市千里丘東五丁目11番6号	平成21年5月27日

(平成21年6月10日掲示済)

奈良市水道局告示第21号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のと

おり公示します。

平成21年6月10日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名称	代表者氏名	所 在 地	届出日
大阪セキスイ ハイム施工株 式会社	代表取締役 川上 保	大阪府大阪市平野区長吉長原西二丁目12番5号	平成21年6月8日
株式会社 まつざわ	代表取締役 松澤 義盛	大阪府大阪市都島区都島本通三丁目1番14号	平成21年6月8日

(平成21年6月10日掲示済)

奈良市水道局告示第22号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年6月15日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

1 入札に付する事項

鉛給水管布設替工事、市内左京一丁目地内（第一工区）ほか4件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成21年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年6月18日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年6月19日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200(内線) 223

別表省略

(平成21年6月15日掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第11号

平成21年6月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成21年6月8日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 日時

平成21年6月15日(月)

午後1時30分

2 場所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成21年度6月補正予算内示額について

(2) 平成21年度各審議会等委員の委嘱または任命について

(3) 平成20年度小・中学校の問題行動の状況について
議事

議案第14号 奈良市社会教育委員会議からの提言書について

議案第15号 奈良市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第16号 英語教育改善のための調査研究事業運営指導委員会設置要項の制定について

議案第17号 英語教育改善のための調査研究事業運営指導委員会委員の委嘱または任命について

議案第18号 平成21年度奈良市特別支援教育連携協議会委員の委嘱または任命について

議案第19号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱について

議案第20号 人事について

議案第21号 平成21年度奈良市いじめ問題対策委員会委員の委嘱又は任命について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 5月～6月

傍聴受付は、開催日の12時30分から13時20分まで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成21年6月8日掲示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第11号

平成21年6月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条

奈良市公報

平成21年7月1日
(水曜日)

第246号

第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成21年6月2日

奈良市選挙管理委員会	
委員長 玉永進	
50分の1の数	6,028人
6分の1の数	50,228人
3分の1の数	100,455人

（平成21年6月2日掲示済）

奈良市選挙管理委員会告示第12号

平成21年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する各選挙区における選挙

1 選挙人名簿の抄本の閲覧

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成20年 4月16日	東京都渋谷区恵比寿1-13-6 社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	統計調査「家計消費状況調査」 の調査対象者名簿作成	二条町三丁目の選挙人43人、法華寺町の選挙人43人、帝塚山一丁目及び帝塚山三丁目の選挙人43人並びに鳥見町三丁目及び鳥見町四丁目の選挙人43人
平成20年 4月23日	奈良市三条大路1-9-17 朝日新聞奈良総局長 馬場 秀司	政治的課題に関する有権者の意識を定期的に測定、分析して報道する世論調査対象者の抽出	第6投票区の選挙人9人及び第20投票区の選挙人9人
平成20年 7月14日	東京都渋谷区恵比寿1-13-6 社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	統計調査「家計消費状況調査」 の調査対象者名簿作成	南半田中町及び南半田西町の選挙人34人、高畠町及び白毫寺町の選挙人39人、学園中二丁目及び学園中三丁目の選挙人43人並びに鳥見町一丁目の選挙人43人
平成20年 7月16日	奈良市法華寺町141の1 読売新聞奈良支局 支局長 西島 一泰	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者の抽出	第18投票区及び第63投票区の選挙人85人
平成20年 8月26日	東京都中央区銀座6-16-12(丸高ビル) 社団法人中央調査社 会長 中田 正博	「時事世論調査」の調査対象者の抽出	帝塚山一丁目の選挙人18人、帝塚山三丁目から帝塚山五丁目までの選挙人各18人、松陽台二丁目及び松陽台三丁目の選挙人各18人
平成20年 9月19日	東京都港区東新橋1-7-1 社団法人共同通信社 社長 石川 聰	日本世論調査会 面接世論調査の対象者抽出	第18投票区、第20投票区、第64投票区、第67投票区、第77投票区及び第86投票区の選挙人72人
平成20年 9月18日	奈良市三条大路1-9-17 朝日新聞奈良総局長 馬場 秀司	政治や選挙に関する全国世論調査の対象者の抽出	第73投票区の選挙人9人及び第81投票区の選挙人9人

平成20年 9月22日	東京都渋谷区恵比寿1-13-6 社団法人新情報センター事務局長 平谷 伸次	統計調査「家計消費状況調査」の調査対象者名簿作成	水門町及び三碓町の選挙人42人
平成20年 10月3日	東京都中央区日本橋本町2丁目7番1号 (株)日本リサーチセンター代表取締役社長 鈴木 稔博	世論調査「日本人の社会的期待に関する調査」の調査対象者の抽出、調査票の配布、回収等	杏町、西九条町一丁目及び西九条町二丁目の選挙人32人
平成20年 12月16日	東京都渋谷区恵比寿1-13-6 社団法人新情報センター事務局長 平谷 伸次	世論調査「若者の政治に関する意識調査」の調査対象者名簿作成	大森西町の選挙人17人
平成21年 1月7日	東京都渋谷区恵比寿1-13-6 社団法人新情報センター事務局長 平谷 伸次	統計調査「家計消費状況調査」の調査対象者名簿作成	高畠町及び白毫寺町の選挙人43人、鳥見町二丁目の選挙人43人並びに紀寺町及び福智院町の選挙人43人
平成21年 2月2日、3日 及び4日	松岡 克彦	後援会名簿の作成	青野町、横領町、西大寺小坊町、西大寺新田町、西大寺町、西大寺南町、西大寺芝町一丁目、西大寺芝町二丁目、西大寺野神町一丁目、西大寺野神町二丁目及びあやめ池北一丁目からあやめ池北三丁目までの選挙人全件
平成21年 2月10日	奈良市法華寺町141の1 読売新聞奈良支局 支局長 西嶌 一泰	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者の抽出	第22投票区及び第66投票区の選挙人85人
平成21年 3月18日	東京都中央区銀座6-16-12(丸高ビル) 社団法人中央調査社会長 中田 正博	「時事世論調査」の調査対象者の抽出、調査票の配布・回収等	五条畠一丁目の選挙人18人、五条西一丁目及び五条西二丁目の選挙人各18人並びに六条西一丁目、六条西二丁目及び六条西六丁目の選挙人各18人
平成20年 4月15日、18日、 22日、25日、28 日及び30日	松田 末作	後援会活動資料作成	第41投票区、第44投票区から第54投票区まで、第56投票区、第87投票区から第100投票区まで及び第102投票区の選挙人全件、富雄元町一丁目から富雄元町四丁目まで、富雄川西一丁目、富雄川西二丁目、富雄北三丁目、三碓町、帝塚山一丁目から帝塚山六丁目まで、三碓一丁目から三碓七丁目まで、鳥見町一丁目から鳥見町四丁目まで、西登美ヶ丘一丁目から西登美ヶ丘八丁目まで、神功一丁目、神功二丁目、平清水町、中町(3,465番地から3,544番地まで)、帝塚山西一丁目、帝塚山南一丁目から帝塚山南五丁目まで、朱雀一丁目から朱雀四丁目まで及び都祁相河町の選挙人全件、神功三丁目の選挙人150人並びに朱雀五丁目の選挙人660人
平成20年 5月13日、14日、 16日、19日、21 日、22日、26日、 29日及び30日			
平成20年 6月4日、5日、 6日、9日、11 日、12日及び13 日			
平成20年 7月29日			
平成20年 8月27日、28日 及び29日			

奈良市公報

第246号

平成21年7月1日
(水曜日)

平成20年 9月9日、11日、 16日、18日、25 日、26日及び30 日			
平成20年 11月12日、13日、 14日、17日、18 日、19日、25日、 27日及び28日			
平成20年 12月3日、4日、 5日、9日、11 日、12日、15日、 18日及び19日			
平成21年 1月13日、15日、 16日、19日、21 日、22日、23日、 26日、29日及び 30日			
平成21年 2月9日、12日、 13日、16日、17 日、18日、19日、 23日及び25日			
平成21年 3月3日、5日、 6日、9日、10 日、11日、12日、 13日、17日及び 19日			
平成21年 1月13日及び14 日	池田 慎久	後援会及び支援者の確認	第40投票区、第41投票区、第89投票区、 第90投票区、第93投票区から第96投票 区まで及び第98投票区から第102投票 区までを除く市内全域の選挙人11,735 人
平成21年 1月16日、19日、 23日、26日及び 30日			
平成21年 1月16日、19日、 21日、23日、26 日、27日、28日 及び30日			
平成21年 2月5日、6日、 9日及び12日			
平成21年 2月19日及び26 日	西本 守直	後援会名簿の作成	柏木町、四条大路二丁目から四条大路 五丁目まで、二条大路南二丁目から二 条大路南五丁目まで及び三条大路二丁 目から三条大路五丁目までの選挙人全 件
平成21年 3月12日及び19 日			

2 在外選挙人名簿の抄本の閲覧
該当なし
(平成21年6月2日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第14号

奈良市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成21年6月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 玉永進

奈良市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

奈良市公職選挙事務執行規程(昭和52年奈良市選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 自動車及び拡声機の表示(第6条・第7条)」を「第3章 自動車及び拡声機の表示(第6条・第7条)」に改める。

第7条の5」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 選挙運動用ビラ

(選挙運動用ビラの届出)

第7条の2 法第142条第1項第6号の規定によるビラの届出は、選挙運動用ビラ届出書(別記第5号様式)に当該ビラの見本2枚(記載内容が異なるビラがある場合は、異なる種類ごとにそれぞれ2枚)を添えて、行うものとする。

第5号様式(第7条の2関係)

(選挙運動用ビラの証紙)

第7条の3 法第142条第7項の規定により委員会が交付する証紙は、別記第5号様式の2とする。

(選挙運動用ビラ証紙交付票)

第7条の4 前条の証紙の交付を受けようとする候補者は、委員会から選挙運動用ビラ証紙交付票(別記第5号様式の3。以下この章において「証紙交付票」という。)の交付を受けなければならない。

(ビラの証紙の交付手続)

第7条の5 第7条の3の証紙の交付を受けようとするときは、証紙交付票に候補者の氏名を記入し、印を押して委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、証紙を交付したときは、証紙交付票にその枚数等を記入し、委員会の印を押すものとする。この場合において、交付した証紙の枚数が当該証紙交付票によって証紙の交付を受けることのできる数に達しないときは、これを候補者に返さなければならない。

3 第7条第2項及び第3項の規定は、証紙交付票の再交付等について準用する。

第52条中「委員会より」を「委員会から」に、「証紙交付票」を「この章において「証紙交付票」」に改める。

第53条第1項中「前条の」を削り、同条第2項中「その枚数」を「その枚数等」に改め、同条第3項中「前条に規定する」を削る。

別記第5号様式を次のように改める。

選挙運動用ビラ届出書

年 月 日

(あて先)

奈良市選挙管理委員会

委員長 氏名

候補者氏名

㊞

年 月 日執行の奈良市長選挙において頒布する公職選挙法第142条第1項第6号の規定によるビラを次のとおり届け出ます。

ビラの表面に記載する事項	頒布責任者	住 所	
		氏 名	
	印刷者	住 所	
		氏名(法人にあつては名称)	

(注) 同一種類のビラ各2枚を添付すること。

別記第5号様式の次に次の2様式を加える。

第5号様式の2(第7条の3関係)

年　　月　　日執行	備考
奈良市長選挙	1 用紙の紙質並びに模様及び配色等については、委員会が別に定める。
選挙運動用ビラ	2 「番号」は、当該候補者の立候補届出順位を記載するものとする。
番　　号	
奈良市選挙管理委員会	

第5号様式の3(第7条の4関係)

(表)

第　　号					
年　　月　　日執行奈良市長選挙					
選挙運動用ビラ証紙交付票					
奈良市選挙管理委員会 団					
候　補　者　氏　名	㊞			証　紙　番　号	
証紙交付年月日	証紙交付枚数	交付済累計	未交付枚数	奈良市選挙管理委員会印	交付責任者印
	枚	枚	枚		
	枚	枚	枚		
	枚	枚	枚		

(裏)

注　　意

- 1 この証紙交付票によって交付を受けることのできる証紙の枚数は、何枚です。
- 2 証紙の交付を受けようとするときは、必ずこの証紙交付票を提出してください。
- 3 この証紙交付票を紛失又は破損し、その再交付を受けようとするときは、その旨の理由書を添え、文書で申請してください。
なお、破損した証紙交付票は、その際に返付してください。
- 4 法定枚数の証紙の交付を受けたとき、及び選挙運動の期間が経過したときは、この証紙交付票を当委員会に返付してください。

別記第32号様式及び第33号様式の規定中「文書」を「、文書」に改める。

附 則

この規程は、平成21年6月2日から施行する。

農業委員会

奈良市農業委員会告示第9号

奈良市農業委員会平成21年6月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成21年6月5日

奈良市農業委員会
農地部会長 德西利和
記

1 日時

平成21年6月12日(金) 午前9時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について
- (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (4) 奈良農業振興地域整備計画〔農業・農村整備計画〕及び都祁農業振興地域整備計画の変更協議に伴う意見について
- (5) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
- (6) 水田利用転換届出について
- (7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (8) 知事許可について(5月許可分)
- (9) 非農地証明について(5月分)

(平成21年6月5日掲示済)

防災会議

奈良市防災会議告示第1号

奈良市防災会議運営規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年6月15日

奈良市防災会議会長
藤原昭

奈良市防災会議運営規程の一部を改正する告示
奈良市防災会議運営規程(昭和38年奈良市防災会議告示第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市民生活部市民安全室危機管理課」を「市民安全課」に改める。

附 則

この告示は、平成21年6月15日から施行し、この告示による改正後の奈良市防災会議運営規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成21年6月15日掲示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。